

四 特定猟具使用禁止区域（銃器（装薬銃であるライフル銃（銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分以下のライフル銃を除く。）に限る。））

一 千葉県特定猟具使用禁止区域（銃器（装薬銃であるライフル銃（銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分以下のライフル銃を除く。）に限る。））

千葉県内の区域のうち、法第三十五条第一項の規定により指定した特定猟具使用禁止区域であつて銃器又は銃器を含む特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等を禁止するものを除いた区域